

平成 25 年度 第 1 回山梨県森林審議会

配付資料一覧

1. 次第
2. 山梨県森林審議会委員名簿
3. 山梨県森林審議会座席表
4. 山梨県森林審議会運営規則
5. 資料 1
6. 資料 2
7. 参考資料 1
8. 参考資料 2
9. 資料 3

平成25年度 第1回 山梨県森林審議会 次第

日 時:平成25年10月28日(月)

午後1:00~3時00分

場 所:恩賜林記念館2F 大会議室

1 開 会

2 森林環境部 林務長あいさつ

3 職員紹介

4 会長あいさつ

5 議 事

(諮問事項)

第1号議案 山梨東部地域森林計画の樹立について

第2号議案 富士川上流及び富士川中流地域森林計画の変更について

(説明事項)

特定間伐等の実施の促進に関する基本方針(案)について

6 その他

7 閉会

山梨県森林審議会委員名簿

(任期: H24.10.1～H26.9.30)

氏名	役員	役職名等
いずみ けいこ 泉 桂子		岩手県立大学総合政策学部准教授
おか ひさし 岡 久		公募委員
かざま ふうた 風間 ふたば	保全部会	山梨大学医学工学総合研究部教授
しま みつお 嶋 光雄	保全部会	(財)山梨県森林土木コンサルタント参事
しみず みどり 清水 みどり		(社)山梨県建築士会女性部会 相談役
そう まやす 相馬 やすまさ		(社)山梨県恩賜林保護組合連合会理事長
つじ かずゆき 辻 一幸	会長	(社)山梨県治山林道協会会長
とぐり さとし 戸 栗 敏	会長代行	(一社)山梨県木材協会代表理事
とばし きんろく 土橋 金六		山梨県森林組合連合会会長
ふじはら としお 藤原 俊男		公募委員
みよし のりまさ 三好 のりまさ		山梨学院大学法科大学院教授
やませ としひこ 山瀬 俊彦	保全部会長	(社)山梨県林業研究会理事長
やまむら もとこ 山村 元子		山梨ことぶき勸学院事務局職員
わかお なおこ 若尾 直子	保全部会	NPOがんフォーラム山梨理事長
わかばやし かずあき 若林 一明	保全部会	元山梨県林務長

※ 五十音順に掲載

山梨県森林審議会 座席表

平成25年10月28日 恩賜林記念館 2F大会議室



← 階段

傍聴受付

傍聴席

森林総合
研究所長

中北林務環境
事務所長

峡南林務環境
事務所長

治山林道課長

林業振興課長

県有林課長

富士・東部林務
環境事務所長

峡東林務環境
事務所長

みどり自然課長

技監

林務長

次長

森林整備課長

森林環境
総務課長

司会

事務局

土橋 委員

戸栗 委員

相馬 委員

嶋 委員

風間 委員

若林 委員

若尾 委員

山村 委員

山瀬 委員

藤原 委員

議長

山梨県森林審議会運営規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、森林法(昭和26年法第249号)第68条第1項の規定により設置された山梨県森林審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議は、知事から諮問があったとき、又は会長が必要と認めるときに会長が招集する。

(議 長)

第3条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

第4条 会長に事故あるときは、会長代行がこれにあたる。

(会議の成立)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(決 定)

第6条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、保存しなければならない。

2 前項の議事録には、出席した委員で議長が指名した委員2名が署名しなければならない。

(部 会)

第8条 審議会に、次の部会を置く。

森林保全部会

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会に属すべき委員は7名以内とし、審議会の委員の内から会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会は、知事の諮問に応じて、部会長が招集する。

5 会議の議長は、部会長があたる。

6 審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

この場合において決議した事項は、次の審議会に報告しなければならない。

(顧 問)

第9条 会議の助言を受けるため、これを置くことが出来る。

(事務局)

第10条 審議会の事務局は、森林環境部森林整備課に置く。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規則は、平成 3 年 9 月 1 7 日から施行する。

附 則 山梨県森林審議会運営規則第 8 条第 6 項で森林審議会が特に定めた事項

- (1) 森林における開発行為の許可に関する事項
- (2) 保安林の指定および指定の解除に関する事項
- (3) 知事が定める松くい虫被害対策に関する事項

この規則は、平成 1 4 年 1 0 月 1 7 日から施行する。